第３２号様式（第３１条関係）

景観整備機構指定申請書

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 景観法第９２条第１項の規定により、景観整備機構の指定を受けたいので、次のとおり申請します。  年　　　月　　　日  志 木 市 長　　様   |  |  | | --- | --- | | 申請者 | 主たる事務所の所在地 | |  | 電話番号 | |  | 法人の名称及び代表者氏名 | | | | |
| 指定後の予定業務 | □ | １　良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。  （景観法第９３条第１号の業務） | |
| □ | ２　管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。  （景観法第９３条第２号の業務） | |
| □ | ３　景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。  （景観法第９３条第３号の業務） | |
| □ | ４　３の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。  （景観法第９３条第４号の業務） | |
| □ | ５　景観法第５５条第２項第１号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。  （景観法第９３条第５号の業務） | |
| □ | ６　良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。  （景観法第９３条第６号の業務） | |
| □ | ７　１から６までに掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。  （具体的に：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  （景観法第９３条第７号の業務） | |
| 従たる  事務所 | | □　有  □　無 | 所在地  電話番号  名称 |

備考　該当する□内に、レ印を付すこと。